

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 近江八幡市オリジナルロゴマーク使用要領

1. はじめに

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）開催まで500日という節目を迎え、リハーサル大会の開催を前に一層機運を高め、選手、関係者、市民の一体感をより強固なものとするため「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市オリジナルロゴマーク」（以下、「ロゴ」という。）を制作しました。

ロゴ制作に合わせ、企業のご協力（協賛）により駅前を中心とした市内装飾を強化し、また、ポスターやチラシを一新します。

様々な形で市内に散りばめられたロゴマークを多くの人が見かけることで、近江八幡市で開催される国スポ・障スポをイメージし、ワクワクする、大会終了後も一人ひとりがさまざまな形で国スポ・障スポに関わってきたことを誇りに思い、日常の活力となる、そして、今回制作したロゴが、大会に関わる全ての方々の魂（心）をひとつにする、ことを期待しています。

2. 趣旨

この要領は、ロゴの使用方法について定めると共に、適正に使用していただくための基準を定めるものです。

3. 図柄等

- (1) ロゴのデザインは、「Logo Mark Design Plan」のとおりとします。
- (2) ロゴの実際の使用に当たっては、「Logo Design Manual」に従ってください。

4. 使用の申請及び許可

- (1) ロゴは、以下に掲げる内容を目的とする事業について使用することができるものとします。
 - ① 両大会に関連して行う事業
 - ② 両大会を周知することができる事業
 - ③ 上記に類すると認められること
- (2) マークの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の名称、連絡先、使用目的、使用期間等を記載した書面（様式自由）、及び具体的な使用方法が判る図等を、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ近江八幡市実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）宛てにメールにより申請してください。
- (3) 本要領に反して使用される又は使用されるおそれがある場合を除き、原則として、ロゴの使用を許可することとします。（ロゴの使用に当たって、必要に応じ条件を

付けさせていただくことがあります。)

- (4) 実行委員会は、(2)の書面等の内容を確認の上、受領を確認できた日より1週間を目途に、申請者にメール等にてロゴの使用の許可に関する連絡をします。

4. 使用の申請の省略

以下に掲げる者が、上記の目的に沿った使用を行う場合には、3.に関わらず使用の申請手を省略することができます。

- ① 市及び関係団体
- ② 市の事業を受託、または共催して行う者
- ③ 報道機関
- ④ その他、会長が認める者

5. ロゴの表示条件

- (1) ロゴは、使用許可に係る事業のポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の広報媒体等に表示することができます。
- (2) ロゴは、個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできません。

6. ロゴの使用料

ロゴの使用に係る対価は、徴収しません。

7. 使用者の義務

- (1) 使用者は、マークの機能を損なうことのないように努めてください。
- (2) 使用者が、マークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。なお、マークの使用に関するクレーム等に対し、実行委員会は一切その責任を負いません。
- (3) 申請内容が変更となる場合には、その変更内容を書面にて実行委員会宛てに報告してください。(様式自由)

8. マークの不正使用の禁止

以下のいずれかに該当する場合は、使用許可を得た場合であってもマークを使用することはできません。

- (1) 第三者に使用させること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。
- (3) 公序良俗に反するものに使用すること。

- (4) 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- (5) 本要領に反して使用すること。

9. 使用許可の取消し

- (1) ロゴが、本要領に反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは、許可を取り消すこととします。また、使用者が、4. (1) ①及び②の趣旨に反するような行為並びに法令及び公序良俗に反する行為を行ったと市が認めた場合は、企業名・団体名などの公表、訴訟等の措置を講ずることとします。
- (2) 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用、配布、掲示、販売及び提供等を行うことを禁止します。
- (3) 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の負担となります。
- (4) 担当者は、必要と認めた場合には、使用者に対し、期限を定めて、ロゴの使用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。